

令和5年4月23日執行品川区議会議員選挙における 異議申出について

1 選挙の効力に関する異議申出

- 申出期限
令和5年5月8日（月）
- 申出の有無
なし

2 当選の効力に関する異議申出

- 申出期限
令和5年5月8日（月）
- 申出の有無
あり（3件）

No.	受理日	概要	申出に対する決定
1	令和5年 5月1日	荻野綾香の当選無効を求める 【理由】品川区を生活の本拠とすることに 疑いがある	棄却する (別紙1)
2	令和5年 5月8日	荻野綾香の当選無効を求める 【理由】品川区の居住実態に疑いがある	棄却する (別紙2)
3	令和5年 5月8日	田中豪の当選無効を求める 【理由】選挙公報の内容に虚偽記載の疑い がある	棄却する (別紙3)

※ 異議申出に係る当選人（荻野綾香氏および田中豪氏）を異議申出の参加人とし、異議申出人および参加人双方から聞取りをする等の審理を行った。

3 当選の効力に関する審査申立て

- 申立て先
東京都選挙管理委員会
- 申立て期限
〈異議申出人および参加人〉令和5年6月23日（金）
〈その他の者〉令和5年6月22日（木）
- 申立ての有無
なし

4 当選の効力

東京都選挙管理委員会への審査申立てがなかったことにより、当選の効力が確定した。

決 定 書 (要旨)

異議申出人

異議申出人 [REDACTED] が公職選挙法 (以下「法」という。) 第206条第1項の規定に基づき令和5年5月1日に提起した同年4月23日執行品川区議会議員選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、次のように決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議申出の要旨および理由

1 要旨

荻野綾香 (以下「当選人」という。) の当選無効を求める。

2 理由

品川区に生活の本拠がある事が疑わしく、法第10条に違反している疑義がある。

(注) 異議申出書には法第9条違反との記載がされていたが、令和5年5月19日に異議申出人より、当該記載は誤解によるものであり、法10条違反の記載が正しいとの申し出があった。

第2 争点

当選人は、品川区に生活の本拠があるか否かという点にある。

なお、本件異議申出は、当選人の被選挙権のうち、住所要件に関わるものである。品川区議会議員選挙における被選挙権の住所要件は、法第9条第2項および第10条第1項第5号の規定に基づき、引き続き3箇月以上品川区内に住所を有することとされている。この「引き続き3箇月以上」とは、選挙の期日現在 (すなわち令和5年4月23日現在) において、民法により期間計算すべきことから、

当選人が、令和5年1月23日から引き続き3箇月以上品川区に生活の本拠があるか否かという点において審理をする。

第3 争点に関する判断

令和5年1月23日から引き続き3箇月以上品川区に生活の本拠があるか否かについて、証拠書類等の提出および聞き取りから認められる事実、選挙管理委員会の調査により判明した事項および証言により推定される事項から総合的に判断する。

(1) 証拠書類等の提出および聞き取りから認められる事実

電気・ガスの使用量について、東京都環境局「家庭のエネルギー消費動向調査（平成26年度実施）」によると、集合住宅2人世帯（60歳以上なし）における使用量の月平均は、電気249kwh、ガス30m³とされ、また、水道については、東京都生活用水実態調査（令和2年度実施）によると、2人世帯14.9m³とされている。当選人の場合、令和5年1月から4月までの平均値は、それぞれ電気212.5kwh、ガス23.75m³、水道11.8m³となっており、東京都の示す平均値と比べ、著しく低いものとはいえない。

また、生活用品等の購入履歴についても、定期的に居住地に商品が配達され、かつ購入内容をみても生もの等、実際に生活をしていないと受け取ることができないものとなっていることや、郵便物、定期券に表示された区間等からも、生活の実態があることを示すに十分であると認められる。

(2) 選挙管理委員会の調査により判明した事項

品川区では、区長選挙および区議会議員選挙における入場整理券の送付について、選挙人が区外転送の届出を郵便局にしている場合は、転送不要とし、入場整理券が品川区選挙管理委員会に返戻される扱いとしている。

令和5年4月23日執行の区議会議員選挙においては、当選人の入場整理券が返戻されておらず、当選人が区外転送の届出を郵便局にしていないと認められる。

(3) 証言により推定される事項

当選人の住所地とされるマンションに日中常駐する管理人より、毎週1回以上は当選人と挨拶を交わしているという証言が得られたことから、同マンションに当選人が居住しているものと推定される。

以上のことから、当選人は選挙期日まで引き続き3箇月以上、品川区に生活の本拠があることを認め、当選無効の決定をする理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

決 定 書 (要旨)

異議申出人

異議申出人 [REDACTED] が公職選挙法 (以下「法」という。) 第206条第1項の規定に基づき令和5年5月8日に提起した同年4月23日執行品川区議会議員選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、次のように決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議申出の要旨および理由

1 要旨

荻野綾香 (以下「当選人」という。) の当選無効を求める。

2 理由

居住の実態 (水道光熱費等) が疑わしく、事実であれば立候補資格がない。

第2 争点

当選人は、品川区に居住の実態があるか否かという点にある。

なお、本件異議申出は、当選人の被選挙権のうち、住所要件に関わるものである。品川区議会議員選挙における被選挙権の住所要件は、法第9条第2項および第10条第1項第5号の規定に基づき、引き続き3箇月以上品川区内に住所を有することとされている。この「引き続き3箇月以上」とは、選挙の期日現在 (すなわち令和5年4月23日現在) において、民法により期間計算すべきことから、当選人が、令和5年1月23日から引き続き3箇月以上品川区に居住の実態があるか否かという点において審理をする。

第3 争点に関する判断

令和5年1月23日から引き続き3箇月以上品川区に生活の本拠があるか否かについて、証拠書類等の提出および聞き取りから認められる事実、選挙管理委員会の調査により判明した事項および証言により推定される事項から総合的に判断する。

(1) 証拠書類等の提出および聞き取りから認められる事実

電気・ガスの使用量について、東京都環境局「家庭のエネルギー消費動向調査（平成26年度実施）」によると、集合住宅2人世帯（60歳以上なし）における使用量の月平均は、電気24.9kwh、ガス30m³とされ、また、水道については、東京都生活用水実態調査（令和2年度実施）によると、2人世帯14.9m³とされている。当選人の場合、令和5年1月から4月までの平均値は、それぞれ電気212.5kwh、ガス23.75m³、水道11.8m³となっており、東京都の示す平均値と比べ、著しく低いものとはいえない。

また、生活用品等の購入履歴についても、定期的に居住地に商品が配達され、かつ購入内容をみても生もの等、実際に生活をしていないと受け取ることができないものとなっていることや、郵便物、定期券に表示された区間等からも、生活の実態があることを示すに十分であると認められる。

(2) 選挙管理委員会の調査により判明した事項

品川区では、区長選挙および区議会議員選挙における入場整理券の送付について、選挙人が区外転送の届出を郵便局にしている場合は、転送不要とし、入場整理券が品川区選挙管理委員会に返戻される扱いとしている。

令和5年4月23日執行の区議会議員選挙においては、当選人の入場整理券が返戻されておらず、当選人が区外転送の届出を郵便局にしていないと認められる。

(3) 証言により推定される事項

当選人の住所地とされるマンションに日中常駐する管理人より、毎週1回以上は当選人と挨拶を交わしているという証言が得られたことから、同マンションに当選人が居住しているものと推定される。

以上のことから、当選人は選挙期日まで引き続き3箇月以上、品川区に居住の実態があることを認め、当選無効の決定をする理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

(別紙3)

決 定 書 (要旨)

異議申出人 [REDACTED]
[REDACTED]

異議申出人 [REDACTED] が公職選挙法 (以下「法」という。) 第206条第1項の規定に基づき令和5年5月8日に提起した同年4月23日執行品川区議会議員選挙に係る当選の効力に関する異議の申出について、次のように決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議申出の要旨および理由

1 要旨

田中豪 (以下「当選人」という。) の当選無効を求める。

2 理由

選挙公報の内容に虚偽があるのではないかとの指摘があり、もし事実であれば候補者としてふさわしくない。

(注) 異議申出人より、虚偽とする記載部分は、「プロフィール」の「自由民主党品川総支部副総支部長」であり、当選人は無所属で立候補していることから、「元」という記載がないと、現在もその役職に就いているとの誤解を選挙人に誤解を与える可能性がある、との補足があった。

第2 争点

選挙公報に記載された当選人の経歴が虚偽であるかという点にある。

第3 争点に関する判断

当選人等の証言により当委員会が確認した事項から、当選人が過去に自由民主党品川総支部副総支部長の役職に就いていたことに偽りはなく、当該記載が虚偽事項であると認められない。

また、プロフィールとは、簡単な人物紹介のことであり、経歴や肩書等を掲載することが一般的である。事実、他の候補者にもプロフィールとして経歴を掲載している場合が見受けられるため、とりわけ当選人の場合のみ、経歴の1つとして「自由民主党品川総支部副総支部長」と記載したことに着目し、虚偽事項にあたりと主張することは理にかなっていない。

さらに、法第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出において当選が無効とされるのは、当選人決定についての違法即ち、当選人の決定をした機関の構成や決定手続きの違法、各候補者の有効投票総数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無に関する違法等のみがこれに当たるものとされている（平成4年12月17日名古屋高裁判決）。

そのため、仮に申出人が主張するとおり、当選人が選挙公報に虚偽の記載をしていたとしても、上に言う当選人決定についての違法に当たるものではないため、直接、当選無効の原因とはなり得ない。

以上の点から、選挙公報に記載された当選人の経歴は虚偽とはいえ、申出人の主張には、当選無効の決定をする理由はない。

よって、主文のとおり決定する。